

兵庫県海区漁業調整委員会委員募集要項

1 募集人数及び構成

(1) 募集人数

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会：15人

但馬海区漁業調整委員会：10人

(2) 構成

	兵庫県瀬戸内海海区 漁業調整委員会	但馬海区 漁業調整委員会
漁業者代表委員	9人	6人
学識委員	4人	3人
中立委員	2人	1人
計	15人	10人

2 任用期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

3 身分

地方公務員法第3条第3項第1号に規定する特別職の地方公務員（非常勤）

4 職務内容

年8回程度開催される兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会及び但馬海区漁業調整委員会（以下、海区委員会という。）に出席し、海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

- （例）
- ・漁業権免許の基本となる海区漁場計画案への意見、公聴会の開催、答申
 - ・漁業権免許の審査、答申
 - ・漁業権、入漁権の行使を適切にする等漁業調整のための指示を行うこと。
 - ・入漁権の設定、変更、消滅の裁定をすること。
 - ・県漁業調整規則の制定、改廃について知事に意見を述べること。
 - ・県資源管理方針の策定、改廃について知事に意見を述べること。

5 委員報酬

会長：日額34,300円 委員：日額30,000円

6 資格要件

(1) 全委員共通

漁業に関する識見を有し、海区委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

ア 年齢満18年未満の者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 都道府県の議会の議員又はその他法律等により海区委員会委員との兼職が禁止されている職にある者。

オ 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団員。

カ 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者。

(2) 漁業者代表委員

海区委員会が設置される海区に沿う市町※の区域内を根拠地とする漁業者又は漁業従事者(1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。)

※兵庫県瀬戸内海海区：大阪府と兵庫県との境から兵庫県と岡山県との境に至る海面に沿う市町並びに淡路市、洲本市及び南あわじ市

但馬海区：京都府と兵庫県の境から兵庫県と鳥取県との境に至る海面に沿う市町

(3) 学識委員

資源管理又は漁業経営に関する学識経験を有する者。

(4) 中立委員

海区委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者。

7 推薦及び応募に係る手続等

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、(3)の添付書類を添えて、持参又は郵送により所管する海区委員会事務局にご提出下さい。

(1) 推薦及び応募様式

個人が推薦する場合	様式第1号
法人又は団体が推薦する場合	様式第2号
自らが応募する場合	様式第3号

(2) 様式の入手方法

様式は、各漁業調整委員会事務局に備えるほか、兵庫県ウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)からもダウンロードできます。

ウェブサイトアドレス：<http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk16/r6kaikukoubo.html>

(3) 添付書類

被推薦者又は応募者の住民票(発行後3箇月以内で本籍地の記載のあるもの。)

(4) 受付期間

令和6年9月17日(火)から10月16日(水)まで【必着】

持参の場合は、受付時間午前8時45分から午後5時45分まで(土日祝日を除く)

(注) 推薦又は応募数が著しく少ない場合は、受付期間を延長する場合があります。延長する場合は、受付期間最終日までにウェブサイトで公表します。

8 推薦及び応募状況の公表

受付期間の中間及び終了後、次の内容をウェブサイトで公表します。

(1) 推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

(2) 応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

(3) 推薦者(個人)の氏名、職業、年齢及び性別

(4) 推薦者(法人又は団体)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び当該推薦者の性格を明らかにする事項

(5) 推薦を受けた者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況

(6) 推薦を受けた者又は応募者が漁業法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別

(7) 推薦又は応募の理由

9 候補者の選考

提出された書類を基に、兵庫県海区漁業調整委員会委員候補者審査会による評価を行い、候補者を決定します。

10 選任結果の通知

候補者は、兵庫県議会の同意を得た後、海区委員会委員に選任されます。結果については、令和7年3月下旬（予定）に、推薦者、推薦を受けた者及び応募者全員に文書で通知します。

11 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

○兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会に関すること

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局

(兵庫県 農林水産部 水産漁港課内)

住所 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL 078-341-7711 FAX 078-362-3920

○但馬海区漁業調整委員会に関すること

但馬海区漁業調整委員会事務局

(兵庫県 但馬県民局 豊岡農林水産振興事務所 但馬水産事務所内)

住所 〒669-6541 美方郡香美町香住区境 1126-5

TEL 0796-36-1153 FAX 0796-36-0867